

2005
APRIL

4

祝

新伊方町庁舎開庁式



新伊方町庁舎
開庁式 4月1日

広報

いかた

PUBLIC RELATIONS No.001



「よるこびの風薫る新いかた」

佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまちを目標に新しい伊方町が誕生いたしました。

日本一細長い佐田岬半島に位置する新町は、宇和海と伊予灘に囲まれ温暖な気候風土に恵まれ



2005年4月1日この一日で44の市町が全国で誕生したとの報道がありました。その中の一つの町として新「伊方町」も誕生しました。このことは、佐田岬地域における歴史的快挙であり、新しい地域づくりの幕開けであると思います。

開庁式の後、新教育委員会が招集された中で不肖私が教育長に選任されました。身に余る重責と十分自覚は致しております

「みかんとさかな」に代表される地域であり、それぞれ半世紀に及ぶ町の歴史を乗り越えて三町が一つの町になりました。

の大きな花を咲かせることが合併の意義でもあります。地域の元気は自分の元気であり、町民の皆様一人ひとりが知恵を出し、汗をかきそして元気を出して素晴らしい町をつくって行く

新町発足にあたって

伊方町長職務執行者 井上善一

く三つの町が力を合わせて「よるこびの風薫る新しい町」を創っていかねばなりません。それぞれ旧町には素晴らしい伝統や文化や数多くの資源があり、更に磨きをかけて半島文化

うではありませんか。町民の皆様の「新しいふるさと」に対する尚一層のご指導とご協力をお願いいたしましてご挨拶いたします。

が、住民の皆様方のご協力とご支援を賜り職務に精励致したいと思っております。

さて、日本一細長い佐田岬半島が、この度の三町合併で真の一体「伊方町」となり、十三里の細長い行政区域が生まれました。

と感じられます。このような多難の時期ではありますが、新たな時代に向かって新伊方町が如何に進むかが問われていると思います。それには各地域で培われた特性と知恵を集積し、町民が一体となった町づくりに取り

就任あいさつ

伊方町教育長 濱松為俊

本地域も御多分にもれず過疎化、高齢化、少子化と問題・課題を背負った新町のスタートと思われれます。特に一次産業の落ち込みには厳しいものがあり、生産最盛期と比較して「農産物で二分の一・水産物で三分の一」との報道に関係者のご苦勞がひしひし

組むことではないかと思えます。新伊方町の長さ「十三里」。この物差にどんな色で、どんな目盛を刻むかは町民一人ひとりの夢で決まると思えます。素晴らしい町づくりの目盛が刻まれることをご祈念申し上げ、就任の挨拶と致します。

4月1日、新伊方町発足



署名を行う中元前町長

4月1日(金)、伊方町、瀬戸町及び三崎町が合併し、新伊方町が発足しました。同日、本庁玄関前で開庁式が行われました。井上町長職務執行者あいさつの後、職務執行者と旧三町の町長、議長がテープカットを行い、関係者一同が新町の門出を祝いました。

新町建設計画及び財政計画に関する書類
新町例規に関する書類
新町に引き継ぐ契約の調書

式終了後、本庁3階特別応接室で事務引継式が行なわれ、引継書に署名、押印後、前町長から井上職務執行者へ伊方町長事務引継書が手渡され、固い握手が交わされました。

伊方町長、瀬戸町長及び三崎町長の協議により定めた事項に関する書類
各町作成資料
財産に関する調書
決算等に関する調書
債務等に関する調書
町長意見書

引継書の内容は、次のとおりです。

伊方町長事務引継書

新町関係書類
合併協定及び配置分合に関する書類

新町関係書類
合併協定及び配置分合に関する書類



4月24日(日)は



町長・町議会議員選挙

新伊方町の発足に伴う伊方町長選挙・町議会議員選挙をつぎのとおり執行します。

1、選挙期日

●投票日

平成17年4月24日(日)

●投票時間

午前7時から午後8時まで
(町内33投票所)

●開票日

平成17年4月24日(日)

●開票時間

午後10時から

●場所
伊方町民会館 4階大ホール

2、選挙期日の告示の日

平成17年4月19日(火)

3、立候補の届出日

平成17年4月19日(火)
1日間

●届出する場所

伊方町民会館 3階研修室

●届出時間

午前8時30分から午後5時まで

4、選挙すべき伊方町議会議員の数(定数)

22人(全町1区)

5、この選挙の有権者は次によります。

今回行われる伊方町長選挙・町議会議員選挙は、平成17年4月18日現在で選挙時登録をする選挙人名簿により投票を行います。

◎4月18日の選挙人名簿には住民基本(戸帳)(住民登録)に引き続き3ヶ月以上(転

入者にあつては、平成17年

1月18日以前に転入届を

した者)登録されている方

で、4月24日で満20歳以上

(昭和60年4月25日以前の

出生者)の年齢に達してい

る者が登録されています。

◎現在、選挙人名簿に載っ

ている方でも、投票日ま

でに町外に転出された方

は選挙資格がありません。

6、期日前投票(従来の不在者投票に替わる制度です)ができる期間

4月20日(水)から4月23日

(土)までの4日間

毎日、午前8時30分から午

後8時まで、

※期日前投票所は次の5カ

所(合併前と同じ)です。

伊方町役場本庁

瀬戸総合支所(旧瀬戸町役場)

三崎総合支所(旧三崎町役場)

町見出張所(旧町見支所)
四ツ浜出張所(旧四ツ浜支所)
にて投票ができます。

投票所について

●投票所は、従来(合併前)の投票所と同じです。

●投票所および投票時間については、後日郵便で送付します投票所入場券でご確認ください。

不在者投票について

●病院や老人ホームなどにおける不在者投票は従来どおりとなっておりますので、ご連絡はお早めをお願いします。

なお、今回の選挙は取り扱い期間が短いため、一時的に町外へ行っておられる方、または入院されている方への連絡などは早めに行ってください。

郵便等による不在者投票について

●身体障害者手帳などをお持ちの方で、身体に重度の障害があつて投票所へ行って投票ができない方は、自宅

で郵便等による不在者投票ができます。

●郵便による不在者投票をすることが出来る選挙人は、選挙の期日前4日までに、郵便等投票証明書を添付して、不在者投票用紙等の交付を請求していただくことにより、自宅で投票することができます。

① 郵便等による不在者投票を行う場合は、郵便等投票証明書の交付申請書を伊方町選挙管理委員会に提出しなければなりません。(身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳等を添付)

郵便等投票証明書の有効期限は、要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間、その他の者は交付の日から7年間で、交付申請はいつでも行うことができます。

(郵便による不在者投票をすることが出来る者の範囲)

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法第2条第

1項に規定する戦傷病者又は、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者である選挙人のうち次に掲げる者となります。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは免疫の障害若しくは移動機能の障害(以下「両下肢等の障害」という)の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあっては1級若しくは2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害(以下「内臓機能の障害」という)にあっては1級若しくは3級、免疫の障害にあっては1級から3級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第9条第1項に規定する身体障害者手帳交付台帳を

備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者。

(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者については、同法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあっては恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症まで、内臓機能の障害にあっては同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第5条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者

(3) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者については、同法第12条第3項の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者

② 前記(1)(2)のいずれかに該当され、郵便等による不在

者投票をすることができ選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ伊方町選挙管理委員会委員長に届け出た者に、投票に関する記載をさせることができます。

(1) 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者

(2) 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から

第2項症までである者として記載されている者上記に該当される方は、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることを伊方町選挙管理委員会に申請し、代理記載人となるべき者を届出ることができます。

伊方町農業委員会委員選挙の執行について

新伊方町の発足に伴い伊方町農業委員会委員選挙をつぎのとおり執行します。

1、選挙期日

● 投票日

平成17年5月15日(日)

● 開票日

平成17年5月15日(日)

2、選挙期日の告示の日

平成17年5月10日(火)

3、立候補の届出日

平成17年5月10日(火)

(1日間)

● 届出する場所

伊方町役場 3階会議室

● 届出時間

午前8時30分から午後5時まで

4、選挙すべき伊方町農業委員会委員の数(定数)

14人

※旧町の範囲ごとに、3つの選挙区での選挙となります。

① 旧伊方町の区域を選挙区とする委員の定数

5人

② 旧瀬戸町の区域を選挙区とする委員の定数

4人

③ 旧三崎町の区域を選挙区とする委員の定数

5人

5、この選挙の選挙権及び被選挙権を有する方は、申請により農業委員会選挙人名簿に登録されている方です。

6、期日前投票(従来の不在者投票に替わる制度です)ができる期間

5月11日(水)から5月14日(土)までの4日間

毎日、午前8時30分から午後8時まで、

※期日前投票所は、町長選挙・町議会議員選挙と同じです。

詳しいことは、伊方町選挙管理委員会(伊方町役場総務課内)におたずねください。

電話 38-0211

本庁配置図

■所在地：愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1
TEL 0894(38)0211

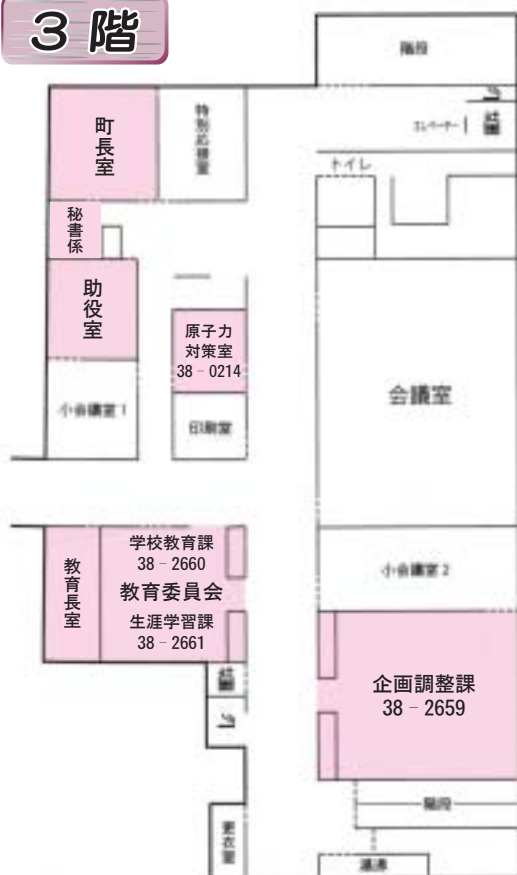
1 階



2 階



3 階



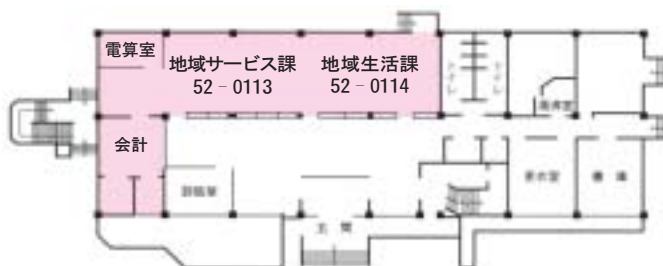
4 階



瀬戸総合支所配置図

■所在地：愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6
TEL 0894(52)0111

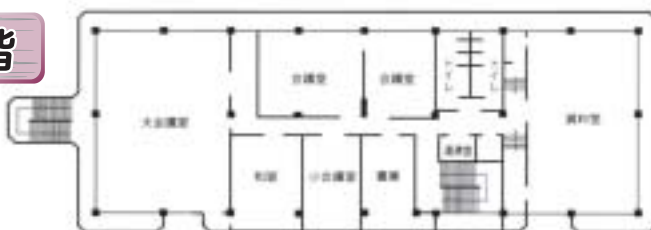
1 階



2 階



3 階



※地域教育課は瀬戸町民センター
57-2111

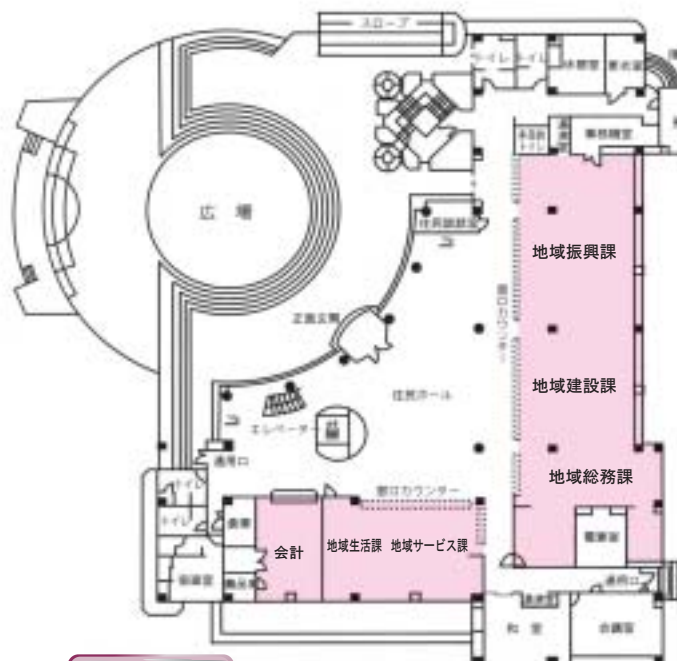
三崎総合支所配置図

■所在地：愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地
TEL 0894(54)1111

2 階



1 階



※地域教育課は三崎町民会館